

教育長交際費支出基準

清瀬市における教育長の交際費は、この基準に従い支出するものとする。

1. 教育長交際費

教育長交際費は、教育長が行政執行上あるいは市の利益または清瀬市の教育向上のために、清瀬市教育委員会を代表して外部との交渉をするために要する経費である。執行にあたっては、支出の内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ必要最小限の金額となるよう努めなければならない。

2. 支出項目等

支出項目は「慶祝」「見舞い」「弔慰」「会費」「接遇」「その他」の6項目とし、支出の内容及び金額は別に定めるところによるが、その他教育長が特に必要と認める場合は基準を参考に支出できるものとする。

- (1) 「慶祝」は褒章、祭り、周年行事等への祝金、生涯学習または学校教育関係者等が組織している団体が行う総会、新年会、忘年会、懇親会等への祝金とする。
ただし、催し物や旅行等への招待を受けても参加できない場合、また、公共的団体の催し物に対しては原則として支出しないものとする。
- (2) 「見舞い」は災害、事故等に対するものとする。
- (3) 「弔慰」は通夜、葬儀、告別式、慰霊祭等への弔慰金、供花等とする。
- (4) 「会費」は会議、会合、研修会等への参加に係わるものとする。
- (5) 「接遇」には、来客の飲食や茶菓の他次のような懇談を含む。
民間有識者や各種団体との意見交換や情報収集を目的として、教育長が特に必要と認めた場合に限り行うものとする。開催にあたっては、目的、内容、相手方等を勘案し、適切な場所で必要最小限の参加者及び支出額となるよう配慮しなければならない。
- (6) 「その他」は上記以外の場合で、清瀬市の教育向上に貢献または協力した者に対し、謝意を表す記念品や交際上特に必要と判断した場合の手土産、海外派遣や国内・国際競技大会出場等に関わる餞別等とする。

3. 支出金額

- (1) 「慶祝」の祝金については、使用する会場が公共施設の場合は5,000円を、民間施設の場合は10,000円を限度として、出席者及び会場等を考慮し決定する。
- (2) 「見舞い」の火災や風水害による災害見舞金は、死者が出るか又は全焼（全壊）の場合は20,000円、日常生活に支障をきたすような場合は10,000円を支出する。

(3) 「弔慰」は、以下ア～ウに定めるとおりとする。

ア 市内の公職者等に対する場合

対 象 者	弔慰金(円)	供花
(現・前・元)市長・副市長 (前・元)収入役・教育長	10,000	○
(現)配偶者・父母・子供	10,000	○
(現)市議会議員・教育委員	10,000	○
(現)配偶者・父母・子供	5,000	○
(前・元)市議会議員・教育委員	5,000	○
(現)教育関係非常勤特別職	10,000	○
(現)市立小・中学校長・副校長	10,000	○
教育行政協力者等で教育長が特に認めた者	10,000	

※この基準の改正前に、改正前の地方自治法第162条により選任された清瀬市の助役であった者については、この基準の改正後の弔慰支出基準に係わる副市長とみなす。

イ 市外の公職者に対する場合

対 象 者	弔慰金(円)	供花
(現)教育長	10,000	○
教育行政協力者等で教育長が特に認めた者	5,000	

※供花の金額は業者により異なるため実費とする。

ウ 職員・市内在勤教員(現職・再任用含む)に対する場合

本人の場合は、弔慰金10,000円及び供花を用意する。

配偶者・父母・子供の場合は、弔電を用意する。

※対象者については、ア～ウのほか、教育長が特に必要であると認めるものも対象とする。

(4) 「会費」は、定められている場合は会費相当額とし、定めのないときは、出席者及び会場等を考慮して決定する。

(5) 「その他」は、その都度協議して決定する。

4. 管理

- (1) 教育長交際費は早急な対応を求められることが多いことから、支出命令書による方式では立替払いの問題が生じる等好ましくないため、資金前渡により執行するものとする。
- (2) 相手方から領収書を徴し難い場合であっても、招待状等それに代わる文書等を整えておく。
- (3) 教育総務課長は、支出した前渡金を会計課金庫等で適正に管理しなければならない。

5 適用

この基準は、平成 17 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は公布の日から施行する。

改 正 平成 16 年 12 月 25 日

改 正 平成 25 年 8 月 1 日

改 正 令和 4 年 4 月 1 日